

東自貨第185号
東海産第141号
令和元年8月27日

青森運輸支局長 殿

東北運輸局自動車交通部長
(公印省略)
東北運輸局海事振興部長
(公印省略)

消費税率引上げに伴う貨物利用運送事業の運賃及び料金の取扱い
について

標記について、令和元年8月26日付け国官参物第98号により大臣官房参事
官（物流産業）から別添のとおり通達があったので、了知されるとともに事務処
理上遺漏なきようお願いいたします。



国官参物第98号
令和元年 8月26日

各地方運輸局自動車交通部長
各地方運輸局海事（振興）部長
神戸運輸監理部海事振興部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

大臣官房参事官（物流産業）
（公印省略）

消費税率引上げに伴う貨物利用運送事業の運賃及び料金の取扱いについて

平成30年10月15日の臨時閣議において、令和元年10月1日から消費税率（地方消費税率を含む。以下「消費税率」という。）が8パーセントから10パーセントへ引き上げられることが確認されたところである。

これに伴う貨物利用運送事業の運賃及び料金の取扱いについて、別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、（公社）全国通運連盟会長、（一社）航空貨物運送協会会長、（一社）国際フレイトフォワーダーズ協会会長及び日本内航運送取扱業海運組合理事長あてに同旨の通知をしたので了知されたい。



1. 貨物利用運送事業における運賃及び料金の転嫁の方法について

(1) 総額表示を行っている事業の場合（宅配便事業、引越し事業）

一般消費者が契約の対象となる運送である宅配便事業、引越し事業については、現行の運賃及び料金に108分の110を乗じ、または消費税を除いた基本の運賃及び料金に消費税率10パーセントを乗じること。

なお、四捨五入等による消費税を加算した額の端数処理については、事業全体として消費税率の引上げ分108分の110を上回ることがないように調整をすること。

(2) 総額表示を行っていない事業の場合

現行の運賃及び料金の額に消費税率10パーセントを乗じた額を加算すること。

2. 運賃及び料金の変更届出が必要な場合等について

(1) 総額表示を行っている事業については、上記1. (1) のとおり、運賃及び料金変更届出書の提出が必要となる。

(2) 総額表示を行っていない事業であって、消費税の加算方法について「8%を乗じて計算する」等として、具体的な税率を適用方に記述しているものについては、運賃及び料金変更届出書の提出が必要となる。

なお、すでに「運賃・料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算する」等として、具体的な税率を適用方に記述していないものについては届出を要しない。

(3) 消費税免税事業者が、仕入価格に係る消費税を運賃及び料金に転嫁させる場合は、基本運賃等の変更となることから、従前どおり取り扱うこととする。

(4) 変更届出書の提出が必要であるにもかかわらず、提出がなされていない場合にあつては、貨物利用運送事業法に基づく行政処分等を行うこととする。

3. 運賃及び料金の変更届出について

(1) 運賃及び料金の変更届出は、貨物利用運送事業報告規則（平成2年運輸省令第32号。）第3条の規定により、運賃及び料金の変更後30日以内に、所要の運賃及び料金変更届出書を国土交通大臣又は所轄地方運輸局長等あて提出すること。

(2) 消費税率の引き上げのみを理由とする運賃及び料金の変更の場合、変更しようとする部分の新旧対照表で足りるものとする。

なお、消費税率の引上げに併せて基本運賃等についても変更する旨の届出である場合は、従前どおり取扱うこととする。

(3) 届出された運賃及び料金が、消費税率と異なる税率とする場合等適正な転嫁と認められない場合にあつては、貨物利用運送事業法に基づく運賃又は料金の変更命令を行うこととする。

- (4) 消費税率（仕入れに係る消費税相当分を含む。）を転嫁するためのみを理由とする変更届出書については、事業者の事務負担等を考慮し、「貨物利用運送事業法に基づく権限の委任、登録、許可及び認可等の手続き、行政処分の方法並びに報告書類の提出等について」（平成15年3月28日付国総貨複第224号）3（4）②及び（5）の規定にかかわらず、以下による取扱いも可能とする。

【地方運輸局が受理権限の場合】（様式 別添1）

- ① 主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局等管内で、内航と自動車の貨物利用運送事業を行っている事業者は、運送機関ごとではなく、正本1通を当該所轄運輸局等へ提出すればよい。

この場合、当該届出書を受理した地方運輸局等部局においては、関係する他の部局に届出書の写しを送付すること。

- (例) 関東運輸局管内で内航と自動車の貨物利用運送事業を行っている事業者は、自動車交通部貨物課もしくは海事振興部貨物課のいずれかに正本1通を提出。

- ② 主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局等が複数となる場合、当該複数の地方運輸局等のうち1箇所には正本1通を提出すればよい。

この場合、当該届出書を受理した地方運輸局等においては、関係する他の地方運輸局等それぞれに届出書の写しを送付すること。

- (例) 神戸市の事業者で、内航と自動車の貨物利用運送事業を行っている事業者は、内航については神戸運輸監理部が、自動車については近畿運輸局が、それぞれ主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局等となる。このような場合、事業者は両局のいずれかに正本1通を提出。

- ③ 主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局等では貨物利用運送事業の資格を取得しておらず、他の複数の地方運輸局等において資格を取得している事業者は、当該複数の地方運輸局等のうち1箇所には正本1通を提出すればよい。

この場合、当該届出書を受理した地方運輸局等においては、関係する他の地方運輸局等それぞれに届出書の写しを送付すること。

- (例) ・主たる事務所（本社）が関東運輸局管内であって、
・第一種内航運送利用運送事業を北海道運輸局で登録、
・第一種貨物自動車利用運送事業を近畿運輸局で登録、
しているような事業者は、両局のいずれかに正本1通を提出。

【本省が受理権限の場合】（様式 別添2）

本省において複数の貨物利用運送事業の資格を与えられている事業者は、運送機関ごとではなく、正本1通を提出すればよい。

この場合、地方運輸局を経由して届出書を提出することとしているもの（鉄道運送又は内航運送に係る第二種利用運送事業のみを行う事業者）についても、国土交通大臣に直接行ってもよい。

〇〇運輸局長
〇〇 〇〇 あて

住 所
事業者名
代表者名 (役職名及び氏名)
電話番号

運賃料金変更届出書

貨物利用運送事業報告規則第3条の規定に基づき、運賃及び料金を変更したので、下記のとおり提出します。

1. 変更した運賃及び料金に係る利用運送事業の種類

第1種貨物利用運送事業	
<input type="radio"/>	貨物自動車運送
<input type="radio"/>	内航運送

注) 該当欄に○印。

(上記一覧表の赤○は、貨物自動車利用運送事業及び内航利用運送事業を行っている事業者の例)

2. 変更した運賃及び料金の額並びに適用方法
別添新旧対照表のとおり (利用運送事業の種類毎に変更部分のみ提出)

3. 変更した運賃及び料金を適用する地域の運輸局等及び関係部局

部局	運輸局等	部局	運輸局等	部局	運輸局等	部局	運輸局等
	北海道		東北		北陸信越	<input checked="" type="radio"/>	関東
<input checked="" type="radio"/>	中部		近畿		神戸		中国
	四国	<input checked="" type="radio"/>	九州		沖縄		

注1) 該当する欄に○印。

注2) 自動車交通部に關係する場合は部局欄の上段に、海事振興部等に關係する場合は下段に○印を付すこと。

(上記表の赤○は、関東及び中部運輸局管内で貨物自動車利用運送事業を行うとともに、九州運輸局管内で内航利用運送事業を行っている事業者の例)

4. 変更した運賃及び料金の実施の日

(別添2)

年 月 日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 あて

住 所
事業者名
代表者名 (役職名及び氏名)
電話番号

運賃料金変更届出書

貨物利用運送事業報告規則第3条の規定に基づき、運賃及び料金を変更したので、下記のとおり提出します。

1. 変更した運賃及び料金に係る利用運送事業の種類

第1種貨物利用運送事業	第2種貨物利用運送事業
鉄道運送	鉄道運送
外航運送	内航運送
航空運送	外航運送
	国内航空運送
	国際航空運送

注) 該当欄に○印。

2. 変更した運賃及び料金の額並びに適用方法 別添新旧対照表のとおり (利用運送事業の種類毎に変更部分のみ提出)

3. 変更した運賃及び料金の実施の日